

## ○東みよし町空家等情報登録制度要綱

平成30年2月20日

告示第12号

改正 令和元年5月1日告示第4号

改正 令和3年3月1日告示第16号

### (趣旨)

第1条 この告示は、東みよし町内の空家等を有効活用して、居住支援、移住・定住促進による地域の活性化を図るための東みよし町空家等情報登録制度(以下「登録制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空家等」とは、居住その他の使用がなされていないことが常態である(近く居住又は使用しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建築物をいう。
- (2) 「登録制度」とは、東みよし町内にある空家等に関する情報を登録し、空家等の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (3) 「所有者等」とは、空家等に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 「利用希望者」とは、東みよし町空家等登録台帳(以下「空家台帳」という。)に登録する空家等情報の利用を希望する者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この告示は、登録制度以外による空家等の取り引きを規制するものではない。  
(空家等の登録申込み等)

第4条 登録制度による空家等に関する登録を受けようとする所有者等は、東みよし町空家等情報登録制度 利用登録申込書 兼 同意書(様式第1号)及びわたしのお家の履歴書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、当該所有者等に東みよし町空家等情報登録完了(不可)通知書(様式第2号)を通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録を完了したときは、空家台帳に登録するものとする。

4 町長は、前項の規定による登録をしていない空家等で、登録制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 所有者等は、前条第3項の規定による登録をした事項に変更があったときは、延滞なく、東みよし町空家等情報登録事項変更届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(空家台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは空家台帳の登録を抹消するとともに、東みよし町空家等台帳登録抹消通知書(様式第4号)を当該所有者等に通知するものとする。

- (1) 東みよし町空家等台帳登録抹消届出書(様式第5号)の提出があったとき。
- (2) 当該空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空家等利用希望者の申込み等)

第7条 登録制度による空家等の利用を希望する者で次の各号に掲げる者は、東みよし町空家等登録制度 利用登録申込書 兼 同意書(様式第1号)及び自己紹介書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。ただし斡旋及び仲介等を目的とした空家等利用希望者に関する登録はできない。

- (1) 空家等にすみかえ・定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空家等にすみかえ・定住し、又は定期的に滞在して、東みよし町の自然環境・生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者
- (3) その他、町長が適当と認めた者

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、当該利用希望者に東みよし町空家等利用希望者登録完了(不可)通知書(様式第7号)を通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録を完了したときは、東みよし町空家等利用希望者登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。

(利用希望者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用希望者は、前条第3項の規定による登録事項に変更があったときは、東みよし町空家等利用希望者登録事項変更届出書(様式第8号)により、延滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、東みよし町空家等利用希望者台帳抹消通知書(様式第9号)を該当利用希望者に通知するものとする。

- (1) 東みよし町空家等利用希望者台帳抹消届出書(様式第10号)の提出があったとき。
- (2) 第7条第1項各号の規定に該当しない者となったとき。
- (3) 空家等の利用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (5) 第7条第1項に規定する申込み内容に虚偽があったとき。
- (6) 利用希望者台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録をしたときは、この限りではない。
- (7) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報の公開)

第10条 空家台帳に登録された情報は、空家登録者の承認を得た者のみ、次の方法で一般公開する。

- (1) 東みよし町空き家バンク及び東みよし町ホームページによる公開。
- (2) 移住・定住ポータル 住みよし東みよしによる公開。
- (3) 企画課での東みよし町空家等登録台帳及び東みよし町空家等情報登録申込書閲覧による公開。

(情報提供等)

第11条 町長は、必要に応じて空家台帳の登録情報を所有者等の最も有利と思われる方法等により周知するとともに、所有者等及び利用希望者に対して、空家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、所有者等及び利用希望者が行う空家等に関する交渉及び売買契約並びに賃貸契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 第4条第3項及び第7条第3項の規定による、登録台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、東みよし町個人情報保護条例(平成18年東みよし町条例第8号)に定めるところによる。

(運営の委託)

第13条 この事業の実施主体は、東みよし町とする。ただし、町長が適当と認めたものに事業の運営の一部又は全部を委託することができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年2月20日から施行する。

附 則(令和元年5月1日告示第4号)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和3年3月1日告示第16号)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式略







